

第5号議案

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置
について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成26年7月28日

栃木県都市計画審議会会長

都計第97号

平成26年7月18日

栃木県都市計画審議会会長 様

栃木県知事 福田 富 一

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置
について

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、栃木市長から付議の依頼
がありましたので、次のように審議会に付議します。

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	栃木市尻内町字坂向 1323-5 及び 1324 の全部, 字坂向 1321-1, 1321-2, 1321-3, 1321-4, 1321-5, 1322, 1322-2, 1323-1, 1325, 1330, 1330-2 及び 1331 の各一部, 字真鱒 1651-2, 1651-9 及び 1651-10 の各一部, 字萱落 1655, 1655-2 及び 1656 の各一部	43,097.93 m ²	